

令和8年第1回企画経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月3日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第14号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第17号 白井市道路線の認定について
(3) 議案第30号 契約の変更について
(4) 議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について
(5) 議案第22号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算(第3号)について
(6) 議案第23号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第4号)について
て
(7) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・荒 井 靖 行 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・石 井 恵 子 委 員
根 本 敦 子 委 員・伊 藤 仁 委 員
5. 欠席委員 古 澤 由 紀 子 委 員
6. 説明のための出席者
- | | |
|----------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 企画財政部長 | 板 橋 章 |
| 市民環境経済部長 | 今 井 美由紀 |
| 都市建設部長 | 鈴 木 和 宏 |
| 企画政策課長 | 村 越 貴 之 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |
| 課 税 課 長 | 佐 藤 愛 子 |
| 収 税 課 長 | 吉 川 弘 一 |
| 市民活動支援課長 | 元 田 和 寿 |
| 市 民 課 長 | 山 口 光 敏 |
| 産業振興課長 | 岩 立 裕 子 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 陽 介 |
| 都市計画課長 | 武 藤 宏 明 |
| 道 路 課 長 | 小 島 健太郎 |

	上下水道課長	鈴木隆宗
	総務課長	齊藤祐二
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	議会事務局長	松岡正純
	係長	會卓也
	主事補	大塚和佳奈

委員長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 本日はよろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございました。

市長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の企画経済常任委員会では、議案第14号、議案第17号、議案第18号のうち企画経済常任委員会が所掌する科目、議案第22号から議案第23号及び議案第30号の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

○笠井喜久雄市長 よろしく申し上げます。

○松岡正純議会議務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、広沢委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は5名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、企画経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。マスクを着用されている方は、発言に際してマイクによる音声認識に御配慮の上、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 議案第14号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○**広沢修司委員長** 日程第1、議案第14号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。石井委員。

○**石井恵子委員** 議案第14号は、コミュニティ基本方針を策定するために白井市市民連携・協働推進会議を設置するという内容の議案です。この背景には、総括質疑でもありましたが、小学校区まちづくり協議会が既に4つ設立されていて、今、1つ準備中であるということから、既にまちづくり協議会が設立されて丸4年目になるわけです。まちづくり協議会の皆さんも、今までこの4年間で、市との連携とか、いろいろな市民団体との関係とか、いろいろ苦慮しながら迷いながら懸命に活動されてきたと思うんですが、今回このような基本方針をつくるということはとてもいいことだと思うんですが、なぜ今なのか、もっと早くやってくればよかったのにとこの思いが率直にあるんですが、いかがでしょうか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** お答えします。

コミュニティ基本方針につきましては、先日お話しいただきましたとおり、小学校区まちづくり協議会を含め、自治会、市民活動団体などの団体との連携や市との関係、役割分担などに関する在り方を定める方針となります。

前にということで先ほどお話いただいたところですが、本来、このコミュニティ基本方針につきましては、第5次総合計画の計画期間中において策定することとなっております。しかしながら、小学校区まちづくり協議会がどのような組織や活動となるか分からない中で、市があらかじめ、この方針を策定し、方向づけることで、今後の小学校区まちづくり協議会の活動や組織の検討の方向性を狭めることになるかもしれないということで、今まで、策定できなかったところです。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、今回、過半数の小学校区でまちづくり協議会が設立される見込みになっております。このようなことから、状況として、ある程度取組が進んできたことから、第6次総合計画において、この基本方針を策定することとしましたので、今回、附属機関として、こちらに加えるものとなります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井委員。

○**石井恵子委員** 分かりました。

では、白井市市民連携・協働推進会議の構成員というのは、先日の質疑で分かりましたが、今後、アンケートを取って、それから今後2年間で方向性を決めていくというようなことだと思うんですけ

れども、具体的なスケジュール感を伺います。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 この市民連携・協働推進会議については、先ほどおっしゃられたコミュニティ基本方針の策定と協働事業提案制度の2つのものについて検討すること、調査審議することとなっております。こちらのいずれについても、第6次総合計画において位置づけがされた事業となっております。

コミュニティ基本方針につきましては、令和8年度から令和9年度の2年間において、策定に向けた調査審議を行いまして、令和9年度の策定を予定しています。

アンケートについては、今、内容についてどのような形でしていくかというのをまだ確定するものではございませんが、アンケートについては、自治会やまちづくり協議会を対象としたものを令和8年度に実施していきたいと考えております。

また、協働事業提案制度につきましては、令和8年度から調査審議を行いまして、令和10年度の制度化を目指しているところです。しかしながら、こちらは令和10年度ということで随分先になってしまいますので、先行して制度化できるものについては内容を決定し、令和9年度をめどに、一部については募集等をしていきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 この推進会議の最終的な目的がコミュニティ基本方針の策定にあるのかなと思うんですが、このコミュニティ基本方針ができると、どんなことが市民にとってメリットなのか、期待できるのか。目的というんですか、コミュニティ基本方針について伺います。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 コミュニティ基本方針につきましては、先ほど少しお伝えさせていただきましたが、小学校区まちづくり協議会を含めて、自治会や市民活動団体などの団体の連携や市との連携、役割分担に関する在り方を定める方針となります。これから内容を検討していきますので、詳細については、現段階ではお答えできる内容としてはございませんが、このまちづくり協議会の関係や自治会の関係というのが、先日、一般質問にありましたように、少しバッティングしているとお考えをいただいているというところでした。この辺りについても、それぞれアンケートなどを通じて、現状と課題を確認しながら、今までの取組を生かした中で検討して、その辺りのバッティングなど、課題などを少なくしていくとともに、市としてどのような支援ができるかということについて検討していきたいと考えております。

以上になります。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。根本委員。

○**根本敦子委員** 詳細はまだだということでしたけれども、コミュニティ基本方針というのは、市長がよく言っている地域の課題解決を地域の住民で行うという方針の協働のルールを定めるというものなんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** 大筋においては、ルールというか、こういう方向でやっていこうというようなことの方向性を定めるものだと考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 大綱的質疑でも指摘されたように、コミュニティ基本方針は、若者、外国人の方、障害者など、多様な人と協働の地域づくりをするための内容が必要だと思いますが、答弁では、市のコミュニティ基本方針は、小学校区まちづくり協議会を中心につくるということでした。

今後のコミュニティづくりのためには、公共的団体などの代表とか、意識的に障害者団体や外国人の方を入れるなど、多様な人を委員にする工夫や検討はできませんか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** お答えします。

委員構成と検討するその方針の考えだと思えるんですけども、先日お答えさせていただきましたとおり、こちらについては、幅広い全体としての地域の在り方について検討していくことになります。

個別具体的なところで、例えば障害者などの話とか、外国人というようなお話がありましたけれども、そのようなものについては、現段階では、このコミュニティ基本方針の方向性の中に、大筋では大枠として総論としては入れますけれども、個別の内容として考えるべきではないというふうに今現段階で考えておりますので、今のところ予定しておりません。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○**根本敦子委員** 当事者の意見の視点を、個別に障害者とかを総論的に入れていくとは言っていますけれども、やはり多様な人たちの視点とか声を取り入れたりとか、そのアイデア、私たちでは分からないアイデアというのがあると思うんですけども、それほどのように反映していくんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 元田市民活動支援課長。

○**元田和寿市民活動支援課長** お答えします。

この計画自体については、第6次総合計画においては地域・交流の基幹計画、基本方針ということになっていますので、全体の中で考えていくということは、市として必要だと思いますけれども、この計画で、そこについて特出しをして考えていくことは、現段階では考えておりません。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員。

○根本敦子委員 総合的には、今後それも考えていくというの中に入るということだと理解しました。

それで、3の協働事業提案制度について調査審議をすることとの役割がありますが、この制度はどのような制度なのでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

この内容については、今後、審議会で検討していく形になりますが、一般的には、市民団体や民間企業などが提案する広域的な事業や活動に対して支援する制度という形になっています。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 具体的に提案というか、具体的にはどのようなことを提案するのでしょうか。すみません。例えば、災害時の対応とか、富士とか七次台でいえば、通学通勤のバスの問題とかグリーンスローの問題とかというのを住民の運営とか、そういうことを考えているのでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 今おっしゃられた内容も含めて、今後検討していくことになると思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 違った面からお尋ねをいたします。

今、令和8年度から10か年におきまして、男女共同参画計画というのをつくっていると思います。この計画に対して、今回の委員というのは関与するのでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

別の審議会になりますので、関与というか、担任する事務に含まれておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回のこの内容と、今、私が申し上げた内容というのはかなり似通っていると思うんですけども、どういう具合に差別化を図っていくのでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 こちらについては附属機関になりますので、担任する事務以外の事務というのは基本的に行わないものになると思われまます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうすると、これと今回の話は全く別件で、連携も特にないという具合に考えてよろしいですか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 市として実施しますし、担当課として同じ担当課が実施しますので、そこについては想定していきますが、こちらについては附属機関になりますので、調査審議する内容に、そのことについて含まれるものではないと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、今回のこの審議において、最終的な成果物は何を出そうとしているんでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 今後、こちらの附属機関ができてからになると思われませんが、2つ目と3つ目になりますが、こちらの担任する事務におきまして、コミュニティ基本方針の策定及び改定に関する事項について調査審議すること、協働事業提案制度に関する事項について調査審議することとなりますので、そちらについて諮問等を行いまして答申をいただくというような形になると思われまます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、今回の任命の行く先として、何か条例化を考えているんでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 今回、議案として、こちらのほうで審議いただく内容としては、附属機関条例の中に、この市民連携・協働推進会議を加えるということをお諮りしているところになりますので、ここについては、今後それぞれ、議論の中で条例化というのものもあるのかもしれませんが、現段階では考えておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 これだけの審議会をやって、協働推進会議をやっていくわけですから、そうすると、最終的にはどこに持っていくか。ゴールはどこでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 先ほどお答えしました、基本方針をつくることと協働事業提案制度をつくるのがゴール、よりよいものをつくって改善していくことがゴールだと思われまます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。根本委員。

○**根本敦子委員** 今、どういう人を入れるのかということで、私はすごくこだわりがありまして、やはり多様な人とか多様な団体を委員の中に入れて、いろいろな声を出していったほうがいいと思うので、今までのような決まった社会福祉協議会とか何とか、そういう人たちでなく、違う人が出てほしいと思うので、この附属機関条例の一部改正に対しては反対します。

○**広沢修司委員長** 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第17号 白井市道路線の認定について

○**広沢修司委員長** 日程第2、議案第17号 白井市道路線の認定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。根本委員。

○**根本敦子委員** 08-006号のところなんですけれども、変更後に道路が短くなるということなんですけれども、どうして短くするのか。それで短くしても影響がないのかというのをお聞きしたいです。

○**広沢修司委員長** 小島道路課長。

○**小島健太郎道路課長** お答えいたします。

今回、市道08-006号線の区域の変更につきましては、道路の一部区間については山林の崖地となっております。道路としての利用ですとか形態もないことから、現場の実情に合わせて、終点の位置を変更するものとなります。

変更したとしても、実態として支障がないところとなります。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はありますか。石井委員。

○**石井恵子委員** 同じところですか。

赤道だった08-006、ここを約70メートル弱短くする、そういう変更ということなんですけれども、変更前は、赤道だから市の所有権だったと思います。変更すると、市の所有権ではなくなるのかなと思います。所有権はどうなりますか。

○**広沢修司委員長** 小島道路課長。

○**小島健太郎道路課長** お答えいたします。

現状、市道として認定されておりますので、市の所有の市道となっております。

認定から外れますと、所有については市のままとなりますので、市の普通財産として残るような形となります。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はありますか。岩田委員。

○**岩田典之委員** 確認をしておきたいんですけども、この市道認定については、開発業者や、あるいは地主から申請というか要請があつてから検討するものなのか。あるいは、そういう道路ができたら自動的に認定するかどうかを決めるのか、それを確認しておきたいんですけど。

○**広沢修司委員長** 小島道路課長。

○**小島健太郎道路課長** お答えいたします。

今回認定する2路線につきましては、開発事業で宅地造成をした際に造られた道路となりまして、帰属の有無につきましては、開発の事前協議の段階で、開発の完了の翌日付で市に帰属されるということで事前協議を交わしておりますので、その時点から、市へ帰属されるものとして開発を行っております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** 市道を新しく認定することによって、市にとってのメリット、あるいは逆にデメリットは何かあるんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島道路課長。

○**小島健太郎道路課長** お答えいたします。

メリットになるか分かりませんが、市の公の道路法の法の網をかぶせた道路として、今後管理していくといったところがメリットといたしますか、今後の姿となります。

デメリットとしては何か不具合が、デメリットになるか分かりませんが、市が管理していくこととなりますので、修繕とかは市が行うような形となります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第30号 契約の変更について

○広沢修司委員長 日程第3、議案第30号 契約の変更についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 こちらの問題なんですけれども、6月2日に3,934万7,000円の増額をした後、今回減額という具合になっています。前回の説明でも、増額の部分と減額の部分がそれぞれあるということになっていますが、その内訳をお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

内訳につきましては、今回変更内容として6項目を挙げておりまして、順番に申し上げますと、まず、1つ目の土工数量の減としましては、その分の内訳がマイナス627万円ほどとなります。それから、2つ目の減要素の地盤改良に伴う改良剤の添加量の減としましては、こちらが62万円の減となっております。それから、仮舗装面積の減としましては290万円ほどの減額となります。

次が増の要素なんですけど、残土処理量の増としまして、こちらは240万円の増となります。それから、水替日数の増としまして、こちらが600万円の増、それから、舗装版切断延長の増としまして91万円の増となりまして、差引きしますと約48万円の減額となるものとなります。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第30号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について

○**広沢修司委員長** 日程第4、議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち企画経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答方式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

18ページ、2款1項1目一般管理費及び2款1項3目財政管理費について質疑はございますか。荒井副委員長。

○**荒井靖行副委員長** 財政管理費、3目についてお尋ねをいたします。

今回、8億6,000万円のいわゆる財調が増えたということなのですが、これによって最終的な積立金は幾らになるのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 お答えします。

令和7年度末の残高見込みとしましては、約11億5,800万円を見込んでおります。
以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、19ページ、2款1項7目地域振興費について質疑はございますか。

なお、19ページの企画費については、まちづくり寄附金に係る財源振替のため、対象外となります。
質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、19ページから20ページにかけて、2款2項徴税费について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 続きまして、20ページから21ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費について
質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、24ページ、3款1項6目国民健康保険費中、国民健康保険特別会計事業勘
定への繰出に要する経費について質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 国民健康保険費の国民健康保険特別会計事業勘定への繰出に要する経費のマイナス
895万5,000円について、国保のこれは被保険者が減ったためとの関係ですか。

○広沢修司委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 お答えします。

今回の補正につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金の減となっております。主
な理由としましては、国民健康保険の経費の負担として、国、県、市で、それぞれ法定割合で負担を
しているところですが、このたび、国の各種補助金等の確定があったことに伴いまして、減と
なったものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、25ページ、3款1項7目介護保険費中、介護保険特別会計保険事業勘定へ
の繰出に要する経費及び3款1項8目後期高齢者医療費中、後期高齢者医療特別会計への繰出に要す
る経費について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 27ページ、4款1項1目保健衛生総務費について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 29ページ、4款1項4目環境衛生費及び4款1項5目公害対策費について質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 4目の環境衛生費についてお尋ねいたします。

こちらのほうは、合併浄化槽をなるべく必要な数だけ出していかなくてはいけないということだと思っておりますけれども、今回減った理由と件数、それで残りは何件あるのか、教えていただきたいと思っております。計画上の話です。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

令和7年12月26日までの申請期間中、当初計画基数13基に対して、補助金の申請基数が6基だったため、残額について減額するものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 2つ目の質問なんですけれども、先ほど2つ質問したんです。1つは、件数をお尋ねしました。当初、これだけ合併浄化槽を設置しなくてはいけないというのを集計していたと思うんです。その集計をされた数に対して、今回どこまで実行ができたのかということで、件数をお尋ねしています。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

すみません。今、手元に数字がないので、後ほどお答えさせていただきます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、30ページから31ページ、4款2項清掃費及び4款3項上水道費について質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 30ページの1目清掃総務費の中で、4) 印西地区環境整備事業組合に要する経費です。物すごく余分に余ったということなんですけど、これは執行残、執行減の理由は何なんでしょうか。これは稼働が減になったから、こんな数字になってしまったんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

基本的に、組合の事業費の確定に伴って減額補正するものになりますが、主なものとして、クリーンセンターの直接搬入業務の取りやめや収集量の減などの要因によって業務委託料が減額になったこと、次期中間処理施設関係で、契約の差金や工事の一部を次年度に計画変更したことなどに伴って減額になったものとなります。

このほかに、平岡自然公園事業における印西霊園の墓地建設費の精算がありましたので、その分も減額となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 要因の説明ありがとうございます。その中で、私が気になっているのは、ごみ処理場が稼働停止になったと思っているんですけど、それによって発生した減は幾らになるか分かりますか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

粗大ごみ等の破碎施設関係が、火災に伴って稼働できない状態に今なっていますが、そこで処理できなかったごみを、外に業務委託で処理をしている関係で、減額というよりは経費はかかっているものと考えています。

具体的な金額については、今、手元に数字がないので分かりません。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうすると、13億3,100万円という金額が減額されていますけれども、いわゆる稼働減が原因で減ったものはないという具合に理解していいですか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

稼働が止まったことよっての増減よりは、ほかの事業費の確定などに伴う減額が主な要因となっています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 すみません。先ほどの浄化槽の件についてなんですが、具体的な全体の浄化槽の整備件数というのは、数字としてはない状態です。既存の浄化槽が何基設置されているかという形で把握している状況になります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 先日の審議のやり取りで、今、必要な基数が幾つあるのかを調査していますというお話があって、その調査の結果で、あと何件やらなくてはいけないのかという見通しを立てていると思うんですけども、それは立てていないんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

千葉県から台帳が来ていまして、それを今、精査しているところなんですが、単独処理浄化槽を中心に精査しているところで、アンケート調査等をやっていますが、実際には台帳に載っていない浄化槽があったり、あとは下水道に切り替えている浄化槽があったりで、具体的な数字が今、まだ把握し切れていない状況になっています。

なので、今後の計画についても、今のところ、当面13基ということで考えてはいますが、具体的に最終的な何基という数字というのは把握できていません。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、もう少しざっくりとした数で聞きますが、あと100基なのか、200基なのか、その辺りの感覚は分かりますか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

今のところ、令和12年度までで毎年13基の計画がありますので、残り4年で52基の予定をしています。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それで大体、52基を建てれば、入れれば、ある程度、市の目標は達成したという具合に理解されているのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 令和12年度の前に、また計画の見直し等を行いますので、その際に、具体的な数字は精査していきたいと考えています。

以上です。

○広沢修司委員長 今のは、29ページの4款1項4目環境衛生費について、後に回答をいただけるというところの回答をいただいたところでございます。

続きまして、31ページ、5款2項1目林業総務費について質疑はございますか。石井委員。

○石井恵子委員 それでは、林業総務費でございますが、ここの数字だけを見ると、補正が17万1,000円ということで、全部積立金に回すという話なんですが、これだと今年、森林環境譲与税がどれだけ入ってくるかというのは、ここだけでは分かりませんので、委員長、すみませんが、歳入のところにも触れてよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 どうぞ。

○石井恵子委員 それでは、12ページの一番下に、地方譲与税というところがあり、ここに森林環境譲与税というのがあります。つまり、森林環境譲与税は令和7年度、765万2,000円入ってきているは

ずなんです、今回、31ページで森林環境譲与税を積み立てますと、金額は441万6,000円を積み立てますという内容です。では、323万6,000円は何かに使ったんだと思うんですけども、この森林環境譲与税、令和7年度は何に使ったんですか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

令和7年度森林環境譲与税に使用したのものにつきましては、備品購入費として、桜台保育園の木製ベンチテーブル、森林環境関係で使用している森林クラウドの年間使用料、森林経営管理協議会の負担金、道路課でやっていますベンチの修繕に使用したもの、緑地保全管理委託料で、合計323万6,000円を使用したものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。ありがとうございます。

では、この森林環境譲与税は、基金として毎年積み立てられていると思います。もう何年にもなっていると思いますが、今回、441万6,000円を積み立てることによって、トータル幾らになっていますか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

約2,640万円になります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑は。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今の石井委員の質問に続いて、関連します。実際に今年執行した金額ということで323万円とありましたけれども、主な金額の内訳を教えてくださいと思います。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

先ほど答えました品目に対しての金額になりますが、桜台保育園の木製ベンチテーブルに54万6,000円、森林クラウドの年間利用料に8万8,000円、森林経営管理協議会の負担金に2万8,000円、道路課のベンチの修繕に95万2,000円、緑地保全管理委託料に162万円で、約323万円になります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すみません。最後の委託管理というのは、主にどのような用途でお使いになっているのでしょうか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 特別保全緑地に関する清掃委託等に使っております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 続きまして、31ページから32ページ、6款商工費について質疑はございますか。

なお、企業誘致推進事業については、まちづくり寄附金に係る財源振替のため、対象外となります。
6款商工費について。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 続きまして、32から33ページ、7款土木費について質疑はございませんか。石井委員。

○**石井恵子委員** 2)の都市公園等維持管理に要する経費の中の公園施設安全点検委託料は100万円ということですので、これは入札差金かなというふうに想像ができます。債務負担行為のところで大変申し訳ないんですが、公園緑地等管理委託料で債務負担行為になっていますが、ちょっと金額が大きいので、この理由を伺います。

○**広沢修司委員長** 武藤都市計画課長。

○**武藤宏明都市計画課長** 公園緑地等管理委託料7,000万円の減についてお答えします。

これにつきましても、当初予算計上時の見込みよりも、入札の結果、低い額で契約に至ったため減額となったもので、特に例年行っている必要箇所を削ったというような特別な事情はないものになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井委員。

○**石井恵子委員** 分かりました。よかったですね、入札差金で。

では、その下の3)公園施設環境整備事業の中の工事請負費、ここも2,340万円と金額が多いんですが、これは同じような理由ですか。

○**広沢修司委員長** 武藤都市計画課長。

○**武藤宏明都市計画課長** 公園施設等改修工事につきましては、これは国の補助金を活用して工事を行っているものになりますが、今回、国の補助金の内示が、当初予算に計上した額よりも減額となったため、補助金の補助の範囲内で執行するということとしたため、工事請負費が減となったものです。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございませんか。岩田委員。

○**岩田典之委員** 33ページの1目のところですけども、バス交通推進事業の中の委託料で、地域公共交通計画策定支援業務委託料、この534万4,000円の減の説明をお願いします。

○**広沢修司委員長** 武藤都市計画課長。

○**武藤宏明都市計画課長** 地域公共交通計画策定支援業務委託料の減につきましては、これも入札を

行いまして、入札の差金でございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 次に、歳入について質疑を行います。

12ページ、1款市税及び2款3項1目森林環境譲与税について質疑はございますか。石井委員。

○**石井恵子委員** では、市税について伺います。

市税の中の個人市民税が5,592万1,000円増額になっています。法人のほうも3,423万8,000円増額となっています。この2つの市民税だけで9,000万円以上の増額となっています。これはすごくうれしいんですけども、何か理由があるのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 佐藤課税課長。

○**佐藤愛子課税課長** お答えします。

まず、個人市民税のほうなんですけれども、均等割につきましては、当初の見込みより人数が500人ほど増えたことによります。それから、所得割のほうは人数の見込みではなくて、令和5年、6年の伸び率などを考慮しまして積算しているんですけども、当初見込んだものよりも所得が伸びているところになります。明確に税額が変わるような制度の変更とかはありませんので、賃金が上昇したとか、そういったことが要因かと思われまます。

それから、法人市民税につきましては、こちらも過去数年の伸び率などを見ながら積算しているんですけども、収益の上がった業者が多かったのではないかというところの推測はできるんですが、こちらも制度変更とかはありませんでしたので、明確な理由については把握していないところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井委員。

○**石井恵子委員** 分かりました。すごくよかったなと思います。

では、その下の固定資産税のところなんですけども、同じく固定資産税も1億5,306万6,000円の増となっています。固定資産税もかなり多く増額となっていますが、これは何か考えられる理由はありますか。

○**広沢修司委員長** 佐藤課税課長。

○**佐藤愛子課税課長** お答えします。

固定資産税の増額については、特に償却資産の部分が多くなっているんですけども、例年、予算積算時の調定額を基に減価償却などを加味して予算計上しているところなんですけれども、各事業者がどのタイミングで設備投資をするとか、そういったところは把握できないところで、明確な理由は分からないんですが、通信業ですとかコンピューター関係の業種について増加しているようなところがあります。

あと、土地につきましては、全体で地価が上昇してきているので、その影響もあるのかなと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 また、先ほどの石井委員の質問の続きになります。法人税なんですけれども、増えているのはありがたいんですが、均等割が296万8,000円減っています。これの要因は何でしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

均等割につきましては、従業員の数などによって年額が5万円から300万円まで段階的になっていまして、金額は均等割に関しては減っておりますので、段階の高い業者が少なかったとか、段階の低い業者が増えたとか、そういったことが要因かと思われまます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうすると、白井市から見て、ここが減ったということは、どのように判断すればよろしいのでしょうか。どのように評価すればいいのでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 納税している法人の数そのものは、ほとんど変わっておりませんので、各業者が従業員を増やしたとか減ったとか、資本金が多かったとか少なかったとか、結果によるので、市としてどうというところは、ちょっと何も申し上げられることはないのかなと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 もう少し細かくお尋ねしますが、この要因の中で、今お話があったんですけども、資本金の増減があったということと、もう一つは従業員の数に増減があったということだと思っているんですけども、実際に見てみて、従業員の方が減っているという傾向があるのかどうなのか、分かりますか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 個別の内容につきましては、把握しておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ちょっと聞きますけれども、傾向として、どんな傾向が出ているか、分かりませんか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 特に把握はしていないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。石井委員。

○石井恵子委員 市税のところがいいんですね。まだ市税で。

○広沢修司委員長 はい。

○石井恵子委員 では、市税の軽自動車税のところになります。

環境性能割、ここなんですけれども、たしか環境性能割は令和8年3月末で廃止になるんじゃないかと思われま。そういう報道があります。ここでいう補正額が457万6,000円というのは、まだ今3月が始まったばかりですから、これはいつの時点での補正457万6,000円なのか、つまり、2月、1月分なのか、3月が入っているのか、これはいつまでのことなのか伺います。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

今年度の環境性能割については、令和7年2月から令和8年1月までの12か月間の方で積算しています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 市税の中で、たばこ税についてお尋ねをいたします。

4,400万円の減ということなんですけれども、これは販売減だと思っていますが、これは長年続いている傾向なのか、今年だけの特別な要因なのか、どちらでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

ここ数年は減少している傾向があります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に進みます。13ページ、3款1項1目利子割交付金、4款1項1目配当割交付金、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、14款2項2目保健衛生手数料、この4つについて質疑はございますか。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、保健衛生手数料についてです。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 続きまして、14ページ、15款2項1目総務費国庫補助金、15款2項3目衛生費国庫補助金中、循環型社会形成推進交付金及び15款2項4目土木費国庫補助金について質疑はございますか。石井委員。

○石井恵子委員 14ページの総務費国庫補助金のところの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還が多いのですが、この内容を伺います。

○広沢修司委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 お答えします。

こちらは歳出の、昨日審議されているかと思えますけれども、調整給付の不足額給付事業、こちらが物価高騰対応の交付金の対象になっている事業なので、そちらの事業費確定に伴いまして減額補正という形になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に進みます。15ページ、16款2項1目総務費県補助金及び16款2項3目衛生費県補助金中、生活排水対策浄化槽推進事業補助金と地下水汚染防止対策事業補助金について質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 衛生費の生活排水対策浄化槽推進事業補助金がマイナスになっています。これは、さっき29ページの合併浄化槽などの設備のマイナスと関係があるのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

浄化槽補助金については、国、県、市がおよそ3分の1ずつ負担している形になりますので、事業費の確定に伴いまして、県の補助金も減額したものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 地下水汚染防止対策事業補助金は、工業団地のPFASの検査についての補助金なのででしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

委員おっしゃるとおりです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。石井委員。

○石井恵子委員 では、15ページの総務費県補助金の自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について伺います。

この事業は、既に昨年の12月に終了しているかと思えますが、20万6,000円の返金となっています。2年間の事業だったかと思うんですけれども、令和7年度で結構です。利用実績ですか、大体どれぐらいの利用があるだろうというふうに見込んで、実際は実績はどうだったのか、そこを伺います。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

予算の段階では457件を想定しておりましたが、実績として283件となったところ
以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今年の4月から法律も厳しくなって、自転車はヘルメットをかぶらないと駄目よね
という感じに市民の中もなってきてはいますけれども、457件の見込みのうちの283件ということで、
この事業は終わらせてしまって大丈夫なのかなという気がするわけですが、市民にこれは行き
渡って、十分成果があった、効果があったというふうにお考えでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

法律自体は今、既にかぶらなければいけないという状態で、罰則規定とかは特にないので、ほかの
ものと、そここのところは違う部分ではあるんですけども、今回2年間、この事業についてはさせて
いただきました。周知に関しては、広報などでもお知らせしましたし、議員の中でも御協力いただき
まして、皆さん幅広く周知をしていただいたものかなと思っております。

この事業については、今回実施しましたが、やめた後に、それほど大きな反響もなく、ある程度行
き届いたものというふうに理解をしております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、1時間たちましたので、ここで休憩をします。再開は11時15分でお願
いします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○広沢修司委員長 会議を再開します。

鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 先ほどの答弁を訂正させていただきたいです。

16款2項3目衛生費県補助金のうちの地下水汚染防止対策事業補助金につきましては、根本委員が
おっしゃったPFOS等の調査ということでしたが、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物に関
する調査に対する補助金です。

以上です。

○**広沢修司委員長** 根本委員、よろしいでしょうか。

○**根本敦子委員** はい。

○**広沢修司委員長** では、15ページまでを終わりとして、16ページに進みます。16ページ、17款1項2目利子及び配当金中、千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金利子、それから19款2項3目後期高齢者医療特別会計繰入金、20款1項1目繰越金及び21款1項1目延滞金について質疑はございますか。根本委員。

○**根本敦子委員** 19款2項3目の後期高齢者医療特別会計の繰入金240万5,000円という、これの説明をお願いします。

○**広沢修司委員長** 富田財政課長。

○**富田宏美財政課長** それでは、お答えします。

後期高齢者医療特別会計繰入金240万5,000円の補正につきましては、令和6年度の後期高齢者医療特別会計の決算確定に伴う繰出金の返還というような形になります。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 続きまして、16ページから17ページ、21款3項2目雑入中のコミュニティ助成事業助成金と収入印紙販売収入、収入印紙販売手数料、不法投棄未然防止事業協力助成金及び22款市債について質疑はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 次に、企画経済常任委員会が所管する繰越明許費補正について質疑を行います。

8ページをお開きください。2款3項の住民基本台帳事務に要する経費（旧氏振り仮名登録に係るシステム改修経費）、7款2項の市道維持修繕事業、市道維持修繕事業は2つありまして、市道12-006号線と市道00-105号線の2つがあります。それから橋梁維持事業について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 次に、6款1項の物価高対応ギフトカード配付に要する経費について質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 次に、企画経済常任委員会が所管する地方債補正について質疑を行います。

9ページを御覧ください。質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで席替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○**広沢修司委員長** 会議を再開します。

(5) 議案第22号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算(第3号)について

○**広沢修司委員長** 日程第5、議案第22号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。岩田委員。

○**岩田典之委員** それでは、2ページの債務負担行為ですけれども、ウォーターPPPの導入可能性調査業務委託について伺います。

1,748万2,000円、これは来年度からの予定を前倒して行うということですが、導入可能性の調査、これを導入しようと思った経緯から伺いたいと思います。

○**広沢修司委員長** 鈴木上下水道課長。

○**鈴木隆宗上下水道課長** お答えします。

まず、このウォーターPPPにつきましては、上下水道事業におきまして、地方公共団体が最終的に責任を保持しつつ、民間の資金、経営ノウハウ、技術力を活用しまして、施設の整備運営、維持管理などを行う官民連携の手法となります。

調査に至った経緯につきましては、こちらは全国的な上下水道事業を取り巻く課題になるんですけ

れども、担い手不足や施設の老朽化、それと人口減少による水道料金、下水道使用料の収入の減少があります。白井市におきましても同様の状況が見受けられるところでありまして、この課題を解決する取組の一つとしまして、民間ノウハウを活用するウォーターP P Pが位置づけられていまして、こちらは全国的に導入の検討が進められている状況にあります。そういった状況を踏まえまして、市としましても、来年度から検討を行うということで予定しております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この調査の結果がよければ導入をすると、こういう考えでよろしいのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

調査の結果を踏まえまして、導入が市としてメリットがあれば、その内容について進める形になると思います。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これは国の方針ということのようですけれども、6ページのところの財源内訳が、これは給水収益等となっていますけれども、この中で国からの交付金というのはどのぐらいなのでしょう。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

財源の内訳としましては、国費としまして、この1,748万2,000円のうち1,258万5,000円を見込んでおります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この調査結果を踏まえということになりますけれども、仮に導入をするということになれば、いつ頃からで、どういった形の導入ということを考えているのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

一応、予定としましては、来年度、調査のほうを進めまして、9年、10年度でマーケットサウンディング調査や事業者の説明会等を行いまして、10年度に事業者を選定、予定としましては11年度から導入を予定しているという状況になります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 先のことになって申し訳ないんですけども、仮にそうなった場合には、事業者に

は何らかの条件というか、制約というか、そういうのはあるのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 こちらの事業の導入につきましては、業者を10年度中に選定する予定でして、業務内容については、今後の検討の中で決まっていくものと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 このPPPというのは、すみません、どういうものなのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

ウォーターPPPにつきましては、上下水道事業におきまして、地方公共団体が最終的な責任を保持しつつ、民間の資金、経営ノウハウ、技術力を活用して、施設の整備運営、維持管理などを行う官民連携の手法になります。

具体的には、これまでは別々に委託をしていた業務を1者に一本化するということと、長期契約、10年程度を見込んでいるんですが、長期契約を行うことによりまして、民間のノウハウや創意工夫の有効活用によりコスト縮減等が図られるというものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 この委託する調査というのは、水道管とか、どういうのを調査するんですか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

調査内容というのは、このウォーターPPPが、市のほうで導入するに当たりましてメリットがあるかどうかというものを調査する形になります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ウォーターPPPに関する質問なんですけれども、これは今、検討しているということなんですけれども、今、このウォーターPPPというのはかなり問題になっていて、特に民間に委託してから水道料金がすごく高くなってしまったとか、そういうデメリットもかなり言われています。これは入れるか入れないかの前に、これはどういうものなのかという検討はされて、それで調査に入ったということなのでしょうか、お尋ねいたします。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 調査については、これから行う形になりまして、調査に至る経緯としましては先ほどお話ししたとおりなんですけれども、料金につきましては、基本的には条例で定められているものになりますので、導入したとしても、改定等は即座に行えるものとは考えておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 すごく調査費用が、1,748万円とかかるんですけども、そんなにかかるものなんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

こちらの予算額の算定方法としましては、3者の事業者から見積りを徴取いたしまして、そこから算出しているものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 この調査の目的というのは、国が進めているようですけども、いずれ上下水道の業務の民間委託をしていくという、その委託をするための調査なんですか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 繰り返しになってしまうんですけども、今、市のほうでも、全国的にも課題となっております上下水道事業において、施設の老朽化が今後どんどん進んでいくという状況と人口減少等により水道料金、下水道使用料の収入減が見込まれている中で、より効率的に事業を進めるとか、そういった経緯もありまして、取組が必要という中で一つの手法として、ウォーターPPPという官民連携の手法、それを組み入れることが市としてメリットがあるかどうか、その可能性を調査するに至ったというところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 この検討というのは、単に民営化とか、そういうものもあるんですけど、広域化とか、そういうことについても併せて検討しているのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 今回の調査につきましては、市単独での調査になります。ただ、下水道だけではなくて、上下水道の一体で導入の可能性はあるかどうか、それは検討することとしております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 もう1回確認します。広域化というのは上下水道ということではなくて、例えば、自治体のエリアを広げるとか、そういうことは検討しているのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 こちらのウォーターPPPに関しては、特段そういった動きはないです。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 あわせて、今、水道について問題になっているのは、千葉県に広域化させるべきという議論もありますよね。その議論と併せては、どういう具合に考えているのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

今、千葉県内で広域統合化という検討は進められていまして、県のほうで、主に用水供給事業のほうの統合について検討が進められているところです。

今回のウォーターPPPの内容につきましても、市の施設に関して、今後導入が可能かというところになりますので、連携とは連動はしていないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 では、今の市の水道のPPPをやるということなんですか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 施設の対象としましては、市が管理している施設になります。市営水道及び下水道施設となります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 水道施設となると、水道管とか下水管だけじゃなくて、浄水場とか、そういう施設も入ると思うんですけど、それも入るんですか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 市が所有する施設ということで、浄水場はないんですけども、配水場とか、下水でいえば中継ポンプ場とか、そういったものが対象になります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すみません。予算についての確認です。

先ほど、補助はあるといっても、1,700万円のうちの1,200万円ということですから、残りの500万円の予算というのはどこから出ていくのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 今回、補正では債務負担行為のみの計上で、7年度予算には計上はないんですけども、基本的には補助事業としましては、補助率は10割になっているんですけども、発注に当たりまして、継ぎ足し単独費が必要になるので、一般財源による単費を計上しています。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 今、気づいたんですけど、国からの補助が出るということで、例えば、いつまでに

やらなくてはいけないとか、そういう国の指導みたいな、国が全体的にやろうとしているので、これまでにやらないと補助金が出ないとか出るとか、そういうことはありますか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 補助事業の国の構成ということになると思うんですが、基本的に今お話しした補助10割の事業につきましては、令和9年度までの時限制度になっていますので、10割が充当できる期間としては令和9年度までとなります。

それと、このウォーターPPPについては、国のほうで推進している事業ということもありまして、関連する補助事業の、令和9年度以降なんですけれども、補助採択要件とされることになっていますので、なるべく早めにやっていただきたいというのが国の方向性になります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 国の方向は分かったんですけど、やってもらいたいというのは分かったんですけど、もし、この調査で、やはりやめようかなということになったら、国からの補助金というのはもう出ないんですか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 今のところ、令和9年度以降の補助採択要件となっていますが、その先のことについては、ちょっとこちらでは分からないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 急に出てきて、あまり私も理解できていないということがあるので、地方公共団体が責任を持ってやらなくてはいけない事業なことは分かっているんですけど、これを国が主導して旗を振っているところがちょっと、一斉にやるというのができないと、今まで複数の事業者さんに頼んでいたのが1つに絞られるというところで、各事業者さんなんかにも、水道事業がこういうふうに変わるよみたいな、こういうのが、まだまだ、この計画が出なければ知らせることができないですね。だから、すごくその辺も業者さんが影響を受けてくると思うので、私はこれには反対です。

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 いつもイエス・バットで申し訳ないんですけども、この予算の使い方については、当然、最終的には補助が出るのでいいとするんですけども、ウォーターPPPにつきまして

は、既に先行している自治体でたくさんの問題を抱えているのも事実です。ですから、調査は調査でいいんですけども、それを実際に実行するに当たっては慎重な取り計らいが必要だと思いますので、それを付言いたしまして、賛成といたします。

○広沢修司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第22号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第23号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第4号)について

○広沢修司委員長 日程第6、議案第23号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○広沢修司委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第23号は原案のとおり可決されました。

(7) 閉会中の継続調査について

○広沢修司委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所掌事務につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、企画経済常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午前11時41分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

白井市企画経済常任委員長